

## 船舶事故調査報告書

令和3年11月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	養殖施設損傷
発生日時	令和3年2月28日 04時30分ごろ
発生場所	岩手県船越湾 陸中船越弁天島灯台から真方位209° 1.46海里付近 （概位 北緯39° 23.3′ 東経141° 57.8′）
事故の概要	貨物船第三勝栄丸は、錨泊しようとして西進中、漁業区画に進入し、養殖施設を損傷した。
事故調査の経過	令和3年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第三勝栄丸、354トン 133547、株式会社水嶋海事工業 44.90m×11.50m×5.60m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成5年2月
乗組員等に関する情報	船長 66歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成5年12月16日 免状交付年月日 平成30年2月4日 免状有効期間満了日 令和5年2月4日
死傷者等	なし
損傷	本船 球状船首部に擦過傷 養殖施設 養殖いかだに破損、錨ロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 静穏、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：06時07分
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、養浜（防災や観光地の維持保全の目的に、露岩もしくは侵食傾向にある海岸線に砂を寄せて砂浜を造成すること。）に使用する砂を約1,020トン積載し、船越湾に向け、令和3年2月27日16時30分ごろ仙台塩釜港塩釜区を出港した。 船長は、船越湾にある岩手県大槌町吉里吉里漁港の入港予定時刻が28日06時30分であったので、予定通りに入港できるよう、早め

	<p>に船越湾に入り、錨泊して時間調整を行うつもりであった。</p> <p>船長は、約3週間前に乗船したばかりで、吉里吉里漁港に入港するのが初めてであり、船越湾に養殖施設が存在することを知っていたものの、その詳細を把握していなかったが、接近すれば目視で養殖施設のブイ等を確認できるものと思い、船越湾中部で投錨することにした。</p> <p>船長は、岩手県大槌町野島埼北東方沖において、28日04時20分ごろ、航海士を投錨のために船首配置に就かせ、自らが操舵室で単独の操船に当たり、減速して約7ノットの対地速力とし、船越湾に向けて西進を始めた。</p> <p>本船は、左舷方から北進して船首方を横切る漁船を左転して避航したのち再び西方を向き、漁業区画が船首方至近となっていたものの、船長が、そのことに気付かず、投錨しようとして後進を始めたところ、04時30分ごろ、本船が惰力で西進を続け、漁業区画に進入し、養殖施設を損傷した。</p> <p>船長は、本船が停止したところ、左舷船首方至近にブイがあることに気付いて養殖施設に接近し過ぎたと思い、本船を後進させ、04時40分ごろ投錨したのち、06時30分ごろ抜錨して吉里吉里漁港に入港接岸した。</p> <p>船長は、養殖施設の所有者が所属する漁業協同組合から連絡を受け、本船が漁業区画に進入し、養殖施設を損傷させたことに気付いた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のGPSプロッターは、漁業区画などを表示する機能がなく、障害物等がある場合には、乗組員が手入力で画面上にマーキング等をしていたものの、船越湾の漁業区画に関してマーキング等がされていなかった。</p> <p>航海士は、投錨のために船首配置に就いた際、単独での投錨準備を行っており、船首方の漁業区画に気付かなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、船越湾中部において錨泊しようとして西進中、船長が、船首方至近に漁業区画があることを知らずに同区画に進入したことから、養殖施設を損傷したものと推定される。</p> <p>船長は、吉里吉里漁港に入港するのが初めてであり、船越湾の漁業区画を知らず、船越湾に養殖施設が存在することを知っていたものの、それらがどのように配置されているか把握していなかったが、接近すれば目視で養殖施設を確認できると思い、船越湾中部で投錨する</p>

	ことにしたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船が、船越湾中部において錨泊しようとして西進中、船長が、船首方至近に漁業区画があることを知らずに同区画に進入したため、養殖施設を損傷したものと推定される。
<b>再発防止策</b>	<p>船舶所有者は、次の改善措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養殖施設が目視できない時間帯には、船越湾を航行しないこととした。</li> <li>・ 船越湾を航行する際には、見張り員を増員することとした。</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、初めての港に入港する際には、事前に水路誌等で当該港に至る航路の情報を調査し、必要に応じて当該港の船舶代理店や漁業協同組合から詳細な情報を入手し、航海計画を立てること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

